

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 1 月 25 日 (金) 第2875号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日 (毎週火, 金)
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更 (4件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 農業振興地域の区域の変更 (農村振興課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 4
- 証紙販売人の指定 (会計課取扱い) 5

公

告

- 映画の推奨公告 (青少年男女共同参画課取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (情報政策課取扱い) 5

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第54号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成25年 1 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8192	平成25年 1 月 17 日	映 画	メイド熟女 潮吹き失神	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8193			黒髪教師・劣情	新日本映像		
8194			ホテル嬢 悦楽とろけ乳	オービー映画		
8195			濡れて開く 制服を犯す	新東宝映画		
8196			レンタル家庭教師 わいせつな行為	新日本映像		
8197			おねだり狂艶 色情うれい	オービー映画		
8198			女将のくびれ腰 濡れてまさぐる	新東宝映画		
8199			ノーパン女医 すけべな診察	新東宝映画		
8200			抱きたい人妻 こすれる感触	オービー映画		

鹿児島県告示第55号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成25年 1 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24779	平成25年 1月17日	雑 誌	miniパラ 2月号 08493-2	竹書房	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24780			恋愛白書パステル 2月号 19625-02	宙出版		
24781			恋愛Revolutionラブレボ 2月号 19667-02	宙出版		
24782			恋愛LoveMAX 2月号 17744-2	秋田書店		
24783			微熱SUPERデラックス 2月号 07689-02	セブン新社		
24784			愛の体験スペシャルDX 2月号 11585-2	竹書房		
24785			COMIC快樂天 2月号 13877-2	ワニマガジン社		
24786			COMIC華漫 2月号 03777-2	ワニマガジン社		
24787			アクションピザッツ 2月号 11419-2	双葉社		
24788			漫画ばんがいち 2月号 18295-02	コアマガジン		
24789			COMIC快樂天ビースト 1月号 13835-1	ワニマガジン社		

鹿児島県告示第56号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年1月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡南大隅町根占辺田字琵琶667番1，字椎木672番，680番，字天目石山681番，字大谷口688番1から688番3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年1月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年5月30日鹿児島県告示第780号（3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年1月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡和泊町大字手々知名字ア井タ113番・大字喜美留字波取353番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、大字手々知名字スン兼久512番、512番171、512番195、大字西原字伊野後1149番、1156番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年1月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年3月8日鹿児島県告示第609号、平成5年10月27日鹿児島県告示第1818号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年1月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡和泊町大字国頭字砂葉518番1，518番3，字白石572番1，572番5から572番7まで
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第61号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、根占農業振興地域及び佐多農業振興地域（昭和60年2月13日鹿児島県告示第255号による変更後の区域）を南大隅農業振興地域の区域とし、次のとおり変更する。

平成25年1月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

南大隅農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び大隅地域振興局農林水産部農政普及課並びに南大隅町経済課及び佐多支所産業グループに備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（ため池等整備事業（土砂崩壊防止））（旧：用排水施設整備）（農業用排水施設整備）宇都地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年1月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年1月28日から同年2月25日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島市役所谷山農林課

鹿児島県告示第63号

土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備）上之原2期地区の工事は、平成20年

3月31日に完了した。
平成25年 1 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第64号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成25年 1 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
あまみ農業協同組 合喜界事業本部 専務理事 源久幸一	大島郡喜界町湾60-2	大島郡喜界町大字湾 1746番地	平成25年 1 月 16 日

公 告

映画の推奨公告

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第5条第1項の規定により、次のとおり映画の推奨をした。

平成25年 1 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

推 奨 番 号	63
推 奨 年 月 日	平成25年 1 月 17 日
種 別	映画
題 名	だいじょうぶ3組
製作又は配給社名	「だいじょうぶ3組」製作委員会
対 象	少年向き・青年向き
推 奨 の 理 由	昭和58年 4 月 1 日鹿児島県告示第642号（鹿児島県青少年保護育成条例に基づく推奨に関する認定基準）の1から5までに該当するものであり、青少年の健全な育成上特に有益である。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 1 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
県内ネットワーク用ファイアーウォール等機器の賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成25年 2 月 28 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成25年 3 月 1 日から平成30年 2 月 28 日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度

以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしている法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成25年2月6日午後5時までに3の(3)のイの(㉞)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年2月12日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁行政庁舎7階 7-企-1会議室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㉞) 交付場所 鹿児島県企画部情報政策課
鹿児島市鴨池新町10番1号

(㉟) 交付期限 平成25年2月4日正午

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証

金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課情報化推進係

電話番号 099-286-2389

ファックス番号 099-286-5527

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第1号

平成24年3月29日付け監査第127号の監査結果に基づき、平成25年1月10日付け財第98号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年1月25日

鹿児島県監査委員	弓指 博昭
同	橋口 和博
同	堀之内芳平
同	二牟礼正博

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容

保健福祉部	社会福祉法人 椎原寿恵会	入所者からの事務費徴収額において、収入認定を誤り過小に算定するなどしたことから、補助金を過大に受領している。 （鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金）	<p>1 県の指導、監督の強化 補助対象施設である全施設（18施設）に直接出向き、平成23年度の収入認定に係る関係書類の確認を行うとともに、交付申請や変更交付申請及び実績報告時に入所者の所得階層を記載した「入所者一覧表」を提出させることとした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 補助金返還を行うとともに収入認定に必要な挙証書類については、収入申告書等の作成や挙証書類の収集を組織的に行うこととした。</p>
	社会福祉法人 大村報徳学園	工事請負契約において、最低価格入札者以外の者と契約を締結したことから、契約を解除し、入札をやり直している。 （鹿児島県社会福祉施設等耐震化等整備費補助金）	<p>1 県の指導、監督の強化 入札の公告手続等について進捗状況の把握を行い適切な執行を指導し、入札執行後は、直ちに執行状況の確認等を行うなどの対策を講じるとともに、平成23年度の同事業の実施対象者に対し再発防止の観点から、補助金交付要綱等に基づく契約事務手続の進め方について説明指導した。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 補助金交付要綱等に基づく事務執行の内容について再確認するとともに、事務執行に疑義が生じた場合は主務課に確認の上執行する体制とした。</p>
土木部	鹿児島県道路公社	職員手当において、不足払いがある。 （鹿児島県道路公社出資金）	<p>1 県の指導、監督の強化 給与事務を担当する職員への指導及び実効ある自主検査の実施を指導した。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 職員手当の不足額は平成23年10月21日に支払を実施した。 また、給与事務担当職員に対し研修を実施し指導するとともに、自主検査に当たっては従来の2名体制から4名体制とし実効ある自主検査を実施することとした。</p>
	鹿児島県住宅供給公社	<p>1 経営健全化計画において、債務超過の解消が計画目標とされているが、債務超過額が更に拡大している。</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業において、多額の収入未済がある。 （鹿児島県住宅供給公</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を強力に支援するなど、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していくこととした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 分譲資産の早期売却や賃貸施設の空室解消を行うなど、収支の改善を図り、一層の経営改善に努め</p>

		社出資金) （鹿児島県住宅供給公 社経営健全化資金貸付 金) （分譲住宅頭金補足事 業資金貸付金) （鹿児島県住宅供給公 社に対する金融機関融 資損失補償)	ることとした。
--	--	--	---------